

サウンドスケープとその計画論への展開

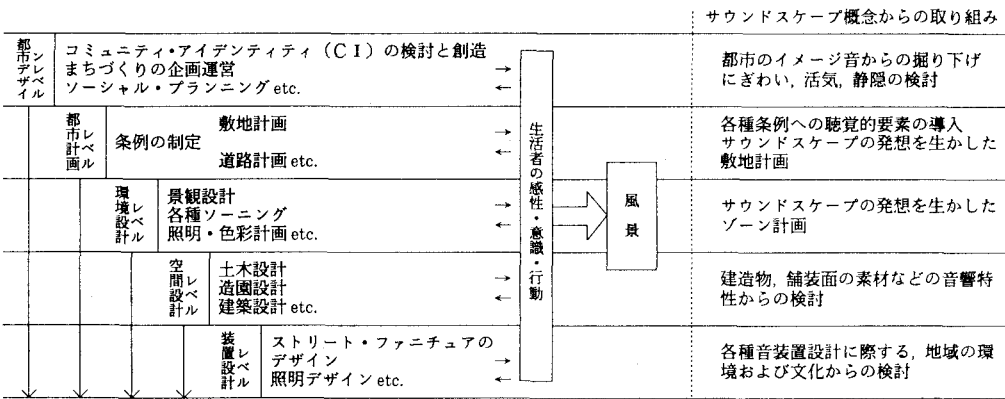
共同研究グループ代表
中村 隆一

1. はじめに

マリー・シェーファの「世界の調律」がわが国に紹介されてまだ数年しか経っていないにもかかわらず、サウンドスケープは現在静かなブームと言うべき状況にある。サウンドスケープ概念は音環境を、単に、「音の風景」、視覚的景観論に対しての聴覚的景観論、と言った立場から論ずるものではない。サウンドスケープは、音を社会的・文化的文脈なかで捉えるというところに全く新しい視点を有している。それは音の出自や個性を知ることであり、同時に環境と人間の関わりまでも含む広い射程を持っている。

感性重視のまちづくりに対する関心が高まっている現在、こうしたサウンドスケープ概念を土木・環境計画にどのように導入するかを検討することは重要である。サウンドスケープと土木・環境計画との関わりを図示すると下のようになる。

サウンドスケープ概念のデザイン活動一般における位置づけ



2. 望ましい音環境の考え方 (アメニティ概念との関連で)

アメニティとは、元来、イギリスにおいて、工業化と都市化なかで、過密と低劣な居住環境のもとで暮らしている下層社会の人々を救おうという、「人道主義的な温かみのある思想」で、「単に一つの特質を言うのではなく、複数の総合的な価値のカatalogであり」、「芸術家が目にし、建築家がデザインする美、歴史が生み出した快い親しみのある風景を含み、ある状況のもとでは効用、すなわち、しかるべきもの (例えば住居、あたたかさ、光、きれいな空気、家のなかのサービスなど) が、しかるべき場所にあること (the right thing in the right place)、すなわち全体として快適な環境」を言う。

したがって、再開発された住宅区や地下街の、電気的に作った自然音などはアメニティに反するというべきものである。むしろそういう場は新しい都市文化を創造する場として、新しい現代を象徴する「音」を求めていくべきかもしれない。現在必要なのは、どのような場にもどのような音環境が望ましいか (音を無くすことも含めて) をきめ細かく検討してゆくことだろう。

Takakazu NAKAMURA

望ましい音環境がどのようなものであるかについては議論が分かれると思うが、

①いわゆる騒音（社会的に公害と認知された音）がなく、

②諸々の生活や活動の場（安眠の場、思索の場、くつろぎの場、仕事の場、団らんの場、遊びの場、…）にふさわしい多様な音環境が保証されており、

③聞きたくなければ消したり容易に逃げ出すことが可能であり、また、

④伝統や文化に根ざした「音」が自然な形で継承されている状態や、

⑤新しい都市文化に付随して生じた音が、ごく自然に受け入れられている状態、である、と
考えてられよう。

3. 望ましい音環境実現のための計画論

一般に環境計画は、自然環境等の保全、公害要素の除去、快適な都市環境の創造という3つの視点から構成される。

この視点で環境計画のなかに「音」を位置付けるとなれば、①伝統的、歴史的「音」あるいは「音環境」を守り育てる、②社会的に望ましくない音（法律、条例上の騒音など）を除去する、③快適な「音環境」の創造を図る、と言ったものになろう。

①について、歴史的町並みや寺社林の保全等の施策は文化・環境行政の守備範囲であるが、音環境の保全といった観点はない。伝統的事物のなかから音だけを切り出せるものではないが、従来の文化・環境行政に、音環境という観点から特にスポットライトを当てて、新しい施策展開を図ってみる価値は十分あろう。

音の保全に関連して、失われて行く音あるいは都市の喧噪の中にかき消されて行く音と一緒に、我々がなにを失っているかは気になるところである。鳥や虫の鳴き声を失うことは身近な自然を失うことであるし、子供たちのにぎやかな遊び声が聞かれなくなったことは子供達の活力が塾に奪われ、コミュニティの活力が失われていくことでもある。音環境に視点あてることは、自然環境、社会環境上の問題点を明確にすることにもつながっていることを認識すべきであらう。

②の、社会的に望ましくない音の除去とは、いわゆる騒音対策であり、諸々の法整備がなされている。

③の視点は、例えば市街地再開発等に合わせて、新しい音空間を創造することであるが、ここで重要なのはサウンドスケープデザインの成立する空間についての認識である。たとえば、暗騒音のうるさい所でサウンドスケープデザインを行うことは、十分乾ききってキャンパスの上に絵の具をつけるようなもので注意が必要である。キャンパスが十分乾ききるのを待つ（騒音を除去するか）、そもそもそういうキャンパスは用いない（もっと適切な空間を選択する）かのいずれかにすべきであらう。

一般に空間が小さければ個性、多様性という要素が強くなり、大きくなるに従って公共性、画一性という要素が強くなる。開空間では都市計画的要素、閉空間では建築音響的要素が強くなる。

また、屋外での静穏保持について、例えば米国高速道路局（FHWA）の騒音基準では、公園の騒音基準が住居地域よりも厳しい。公園は憩うところであり一般地域より静穏でなければならないと考えられているからである。翻って我国の騒音に係る環境基準は、住居内での生活環境保全のみを意識しており、公園や自然環境（野生動物の保護）での静穏保持については考慮していない。守るべき静穏環境が屋内（密閉空間）だけでよく、屋外はいくらうるさくてもよいと言うのは文化の貧困さを示すことになるだろう。